

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 嘉麻市全域

(1) 現況

当市は、福岡県のほぼ中央部に位置し、市南部は古処・屏・馬見連峰、市南東部は戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山などの山林で、そこを源とする遠賀川をはじめとする河川が南から北に流れ、市北部及び北西部に流域平野を形成している。市域の約72%が森林と耕作地であり、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる生産緑地などの水と緑が豊富な地域である。

このことから、環境問題に対する国民の関心が高まっている今日においては、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献する意欲ある農業者を支援し、より環境保全に効果の高い営農活動の普及推進を図る取組が必要である。

しかし一方では、過疎化や農業者の高齢化が深刻な問題となっており、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に係る共同活動への支援や中山間地域と平坦地との生産条件の格差を補正する取組も併せて必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、当市では、全域において法第3条第3項第1号に掲げる事業による地域資源の適切な保全管理のための活動を、また同項第2号に掲げる事業による集落ぐるみでの共同取組活動を、また同項第3号に掲げる事業による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業生産活動をそれぞれ推進することとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	市全域	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取組の推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。

なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎法指定地域（市全域）

イ 対象農用地

急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上。

勾配は、団地の主傾斜により地域指定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、嘉麻市各地域水田農業ビジョンで明確化された担い手など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。